（資金清算機関に関する内閣府令の一部改正）

第四十八条　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ(3)中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に、同号二及び同条第二号二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十一条第二項第二号ハ及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該旧氏及び名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第四十九条　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第五十条　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第五十一条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十条第二項第三号二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式の「代表者の氏名」の次の記載上の注意、同様式4(2)記載上の注意2及び同様式5記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正）

第五十二条　特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ニ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第六条第二号ロ(3)及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第五十三条　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

第十二条第二項第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第1号第1面中「印」を削り、同面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号第2面記載上の注意7．中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、同様式第11面記載上の注意に次のように加える。

3．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号第12面記載上の注意中5．を6．とし、2．から4．までを1ずつ繰り下げ、1．の次に次のように加える。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第1面中「印」を削り、同面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第3面記載上の注意7．中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、同様式第7面記載上の注意3．中「を併せて」を削り、同様式第12面記載上の注意に次のように加える。

3．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号第13面記載上の注意中5．を6．とし、2．から4．までを1ずつ繰り下げ、1．の次に次のように加える。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意4．及び5．を削り、3．を4．とし、2．を3．とし、1．の次に次のように加える。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中6．及び7．を削り、5．を6．とし、4．を5．とし、3．を4．とし、2．の次に次のように加える。

3．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意中5．を6．とし、2．から4．までを1ずつ繰り下げ、1．の次に次のように加える。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。